

青森県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第百五十八条第一項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるために必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第二条 広域連合長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を設置する。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。